



海外から日本に帰国/入国される皆様へ

- 海外から日本に帰国/入国される方は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① 検査証明書の提示

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提示してください。

② 空港での検査等

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、待機期間中は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願いいたします。
- **過去14日以内に別紙の国・地域に滞在歴のある方は**、空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
宿泊施設での待機中に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。

③ 誓約書の提出

- 待機期間中における自宅等での待機、公共交通機関の不使用、アプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。